

ネパール国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

ネパールに関しては、1996年以降、マオイストが国王からの政権奪取を目的とした武装闘争を開始し、ネパール国軍（以下「国軍」という。）との間で戦闘が行われ、1万人以上の犠牲を出す紛争が続いていた。

2006年5月から、ネパール政府（以下「政府」という。）、マオイスト双方の代表団により、累次和平交渉が行われた結果、同年6月、両者の間で国際連合に対し国軍及びマオイストの武器及び兵士の管理の監視を行うよう要請すること等の8項目の合意が成立した。同年11月8日には、政府とマオイストは、「恒久平和の実現に向けた合意文書」に署名し、2007年6月半ばまでの制憲議会選挙の実施、このために国際連合が国軍及びマオイストの武器及び兵士の管理の監視を行う枠組み等に合意し、同月21日には、紛争終結を含む包括和平合意に署名した。

国際連合安全保障理事会は、政府及びマオイストの要請を受け、2007年1月23日に決議第1740号を採択し、武器及び兵士の管理の監視、制憲議会選挙を実施するための支援等を任務とする国際連合ネパール政治ミッション（以下「UNMIN」という。）を設立した。

制憲議会選挙は、当初、2007年6月に実施される予定であったが、選挙関連法の制定の遅れ等の技術的理由や政治情勢等の影響により、二度にわたり延期され、2008年4月10日に実施された。

制憲議会選挙終了後、王制が廃止され連邦民主共和制に移行するなどネパールの和平プロセスは一定の進展を見せているものの、国軍とマオイスト兵との統合問題等課題が残されている。2008年10月28日、統合

問題に関する特別委員会を設置することが決定されたものの、同委員会の構成等について政党間の合意がなされず、同委員会の開催が大幅に遅れた。昨年1月16日、ようやく同委員会の第1回会合が開催され、6か月以内の統合・復帰完了を目指したワークプランを作成すること等が決定された。同年5月、国軍参謀長の去就を巡る対立の結果、政権が交代し、新首相の下、同年7月17日からマオイストの非認証兵士の除隊プロセスを開始する旨の発表がなされた。以後、大きな動きはなかったが、同年12月にマオイストが議会運営の妨害を停止し、本年1月には、マオイストを含む主要政党の幹部が和平プロセスに関する協議を行うための枠組みが構築され、また、昨年5月の政権交代以降事実上活動が中断していた統合問題に関する特別委員会が再開された。本年2月8日、非認証兵士の除隊作業は完了したが、統合・復帰の具体的な方針については、依然としてマオイストと与党との間で見解の隔たりがある。新憲法制定については、本年5月28日に公布することを目指して作業が行われていたが、同日までに作業が完了せず、制憲議会の設置期間が1年延長されることとなった。制憲議会の期間延長の際、マオイストを含む主要政党間で合意された項目に首相の早期辞任があり、本年6月、昨年の政権交代から1年余りで首相が辞任を表明した。

こうした情勢を踏まえ、UNMILNの活動期間も逐次延長され、本年9月、政府からの要請を受け、国際連合安全保障理事会において、武器及び兵士の管理の監視等に関する任務につき、UNMILNの活動期間を2011年1月15日まで延長し、同日をもってUNMILNの任務を終了することが決定された。

UNMILNの活動のうち軍事監視分野への要員の派遣について、国際連合から我が国に対し要請があり、我が国としても、世界の平和と安定のため

めに一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととする。このためUNMILNの活動期間において、ネパール国際平和協力隊を設置し、軍事監視分野における国際平和協力業務及び当該業務を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意、受入国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、現状においては、UNMILNについてそれぞれが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入国の同意も得られている。

2 ネパール国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

ア 国際平和協力法第3条第3号イに掲げる業務のうち紛争当事者間で合意された軍隊の再配置及び武装解除の履行の監視の業務に係る国際平和協力業務

イ アに掲げる業務のうち、派遣先国の政府その他の関係機関とこの業務に従事するネパール国際平和協力隊との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

(2) 派遣先国

ネパール連邦民主共和国

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成19年3月30日から平成23年3月31日までの間

(4) ネパール国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1) アに掲げる業務に従事する者

自衛官 6名(ただし、人員の交替を行う場合は12名)

(イ) (1) イに掲げる業務に従事する者

(1) イに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 6名(ただし、人員の交替を行う場合は12名)

(ウ) 国際平和協力本部長(以下「本部長」という。)は、(ア)及び

(イ)に掲げる者のうち1名を隊長として指名するものとし、隊長は、本部長の定めるところにより隊務を掌理するものとする。

イ 装備

ネパール国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)に掲げる業務に必要な個人用装備(武器を除く。)

(5) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、本部長から、(1)に掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をネパール国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をネパール国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(6) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。